

I－4－① こどもの貧困対策

【現状と課題】

- 令和4年の「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果によれば、令和3年の我が国のこどもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。
- また、令和6年度の「千葉県こどもの生活実態調査」等の結果によれば、低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭の割合は22.5%となっており、これらの家庭のこどもは、自己肯定感や健康状態などが他の家庭に比べて低い傾向にある等、貧困がこどもに与える影響は依然として深刻な状況にあります。
- 全てのこどもが愛情に包まれて健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるようにするため、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

なお、対策に当たっては、親の妊娠・出産時からこどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるようにすることや、貧困家庭を支える民間団体の活動への支援などにも留意する必要があります。

1 生活を取り巻く状況

(1) 相談支援

- 貧困状態にある家庭では、保護者が困ったときや悩みがあるときに相談できる相手がいないかったり相談をためらいやすい傾向にあることから、こうした家庭が日常生活において心理的・社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において必要な助言や支援を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が必要です。また、相談したいと思っても、時間や場所の都合により相談できない家庭もあることから、相談窓口につながる機会を確保することにも留意する必要があります。
- 貧困は、親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、早期に課題を把握し早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。

(2) 食・住生活

- 令和6年度の「千葉県こどもの生活実態調査」等の結果によれば、経済的な理由で公共料金等を払えなかった経験や食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、14.1%で、令和元年度に実施した「千葉県子どもの生活実態調査」（以下「令和元年度調査」）の結果（12.4%）に比べ1.7ポイント悪化しています。こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。
- 貧困状態にある家庭では、睡眠や食事等の生活面に課題がみられる傾向にあることから、基本的な生活習慣や食生活の改善に向けた取組が必要です。また、こどもが

十分な食事がとれず、食品配付や食事提供等の支援を必要とする家庭もあり、フードバンクやこども食堂といった民間団体の活動についても推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。

- 貧困家庭においては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) こどもの居場所

- 貧困状態にあるこどもは、自己肯定感が低く、相談や支援を求めることをためらいやすい傾向にあり、大人になってからも支援を求められず貧困が連鎖していくおそれがあります。このため、こどもの時から大人への信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことができるよう、こどもが安心して過ごせる居場所につながることが重要です。
- 一方で、貧困など様々な課題や事情を抱えたこどもは、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求めることが難しかったり、支援を求めることにためらいや抵抗感を感じることも想定されます。このため、こうしたこどもたちも気兼ねなく安心して利用できるような多様な居場所のあり方にも留意する必要があります。
- こうした居場所では、貧困状態にあるこどもを支援したり、支援の必要性に気づいて適切な支援につなぐ機能を果たしている実態もあり、居場所と支援機関の連携が図られることが重要です。

(4) 里親や児童養護施設等のこども

- 社会的養護を受けるこどもの多くは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況にあり、こうしたこどもたちが、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要です。

2 教育を取り巻く状況

(1) 就学支援

- すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 貧困状態にある家庭では、こどもが学校の授業をわからないと感じたり、将来の夢や目標を持ちにくい傾向にあります。一方で、貧困状態にあっても、勉強を教えてもらう相手や場所があることで、授業の理解度が高まる傾向にある他、こどもの前向きな気持ちを育む効果も期待されることから、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校との連携

- 貧困状態にある家庭では、学校に行きたくないと思ったことのあるこどもや1か月以上学校を休んだことのあるこどもが、その他の家庭に比べて多く、学校生活に課題を感じているこどもが多い傾向にあります。
- 学校はこどもに関する情報が集まる場でもあることから、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童

クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげていくことができるプラットフォームとしての機能が期待されます。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、さらに通信制高等学校やインターネット授業などの学校に出向く機会の少ない場合など、地域の実情に応じてプラットフォームのあり方は多様であることに留意する必要があります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等の中退率は、全世帯のこどもの2倍以上となっており、将来の貧困を予防する観点から、高等学校等の中退を防止するための支援や、中退した後であっても継続的にサポートしていくことが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者の就労を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭においては、正規職員の保護者の割合が低く、世帯収入が低い傾向にあります。保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿にこどもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たっても大きな教育的意義があります。
- 保護者の自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた就労支援の充実が必要です。
- 一方、貧困状態にある家庭では、家庭内でのこどもと大人との関わりが他の家庭に比べて少ない傾向にあり、子育てと就業の両立にも留意する必要があります。

4 経済的負担を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や経済的理由によりこども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が、その他の家庭に比べて高くなっています。一方で、各種の公的扶助制度について、利用の仕方や制度を知らないという家庭があります。
- 貧困状態にある家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
また、こうした経済的支援は、相談支援や生活支援なども含めた様々な支援を組み合わせることにより効果的な支援が図られることが重要です。
- 母子家庭においては、経済的困難を抱える家庭が多い一方、養育費を受け取っていない家庭も多く、養育費の取り決めや取得に関する支援が必要です。

5 切れ目のない支援

- 貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、こどもの自己肯定感が低く、将来のために今頑張りたいと思えなかったり、保護者自身が配偶者から暴力を振るわれたり自殺を考えたことがあることや、相談相手のいない割合が高い傾向にあることから、貧困による様々な生活上の困難は早い段階から積み重なっていくという認識のもと、早期に課題に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」必要があります。
- こどもの貧困対策を推進するに当たっては、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要なこども・家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要なこども・保護者・家庭への「気づき」が重要です。
- 「気づき」の機会とは、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、こども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。
- 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなくこどもに対しても、直接、高等教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。
- 学校においては、スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- 貧困状態にある家庭の中には、保護者の心身の健康状態がよくないことや、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれないこども（ヤングケアラー等）が、その他の家庭に比べて多い傾向にある等、貧困だけでない複合的な課題を抱える家庭もあることから、こどもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。
- 支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、隣接する市町村の地域で提供されるサービスの方が利用しやすい地域に住むこども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 社会の理解

- 貧困状態にある家庭では、こどもと保護者ともに自己肯定感が低く、学校や支援機関などへの相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会づくりが必要です。そのためには、こどもに関わる周りの大人がこどもの貧困に気づくことができるよう、裾野を広げる取組が求められます。

- また、貧困への気づきを促していく上では、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、困窮世帯は多様であることにも留意する必要があります。

7 若者の貧困

- 令和4年度「学生生活調査」(独立行政法人日本学生支援機構)によれば、大学学部(昼間部)に通学する学生のうち、家庭からの給付のみでは修学不自由・修学困難な学生が31.5%おり、また、55.0%の学生が奨学金を受給しているほか、経済的に勉強を続けることが難しいと感じている学生が一定数います。特に18歳以上の若者は、こどもや子育て世帯を対象とした公的支援が途切れる等、家計が厳しくなること想定されることから、修学を継続できるよう、民間団体等との連携を含めた支援が必要です。
- 令和5年「労働力調査」(総務省)によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。
- 令和4年4月から実施された成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要があります。
- 生活困窮、DV、家庭環境破綻などの困難な問題を抱える若年女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいます。こうした若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげることが必要です。

(関連データ)

生活困難層(困窮層・周辺層・一般層)の状況

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	522	9.7%	264	9.0%	257	10.4%
周辺層 (b)	694	12.8%	360	12.3%	333	13.4%
小計 (a+b)	1216	22.5%	624	21.4%	590	23.8%
一般層 (c)	4190	77.5%	2297	78.6%	1890	76.2%
合計 (a+b+c)	5406	100.0%	2921	100.0%	2480	100.0%

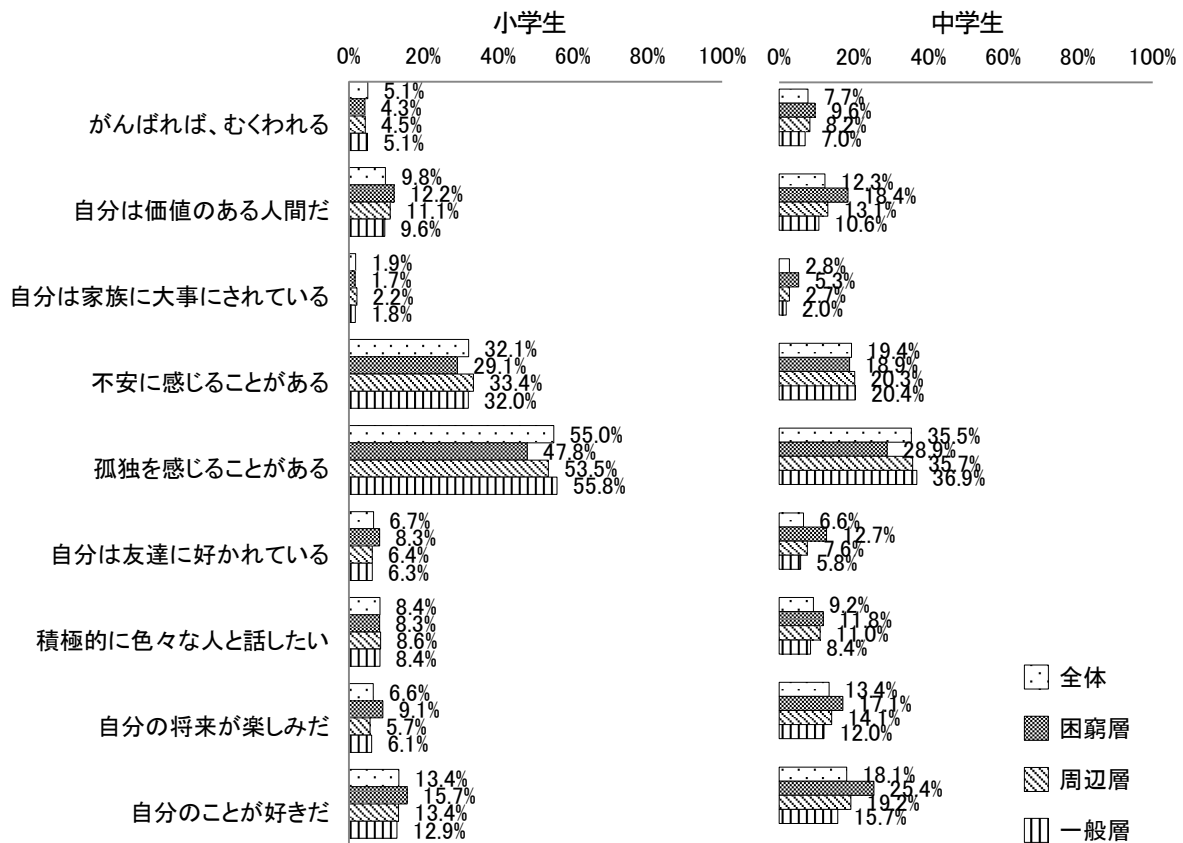
資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等(※)抜粋(令和6年度)

※ 令和6年度に、県内15市町村(柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村)の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。

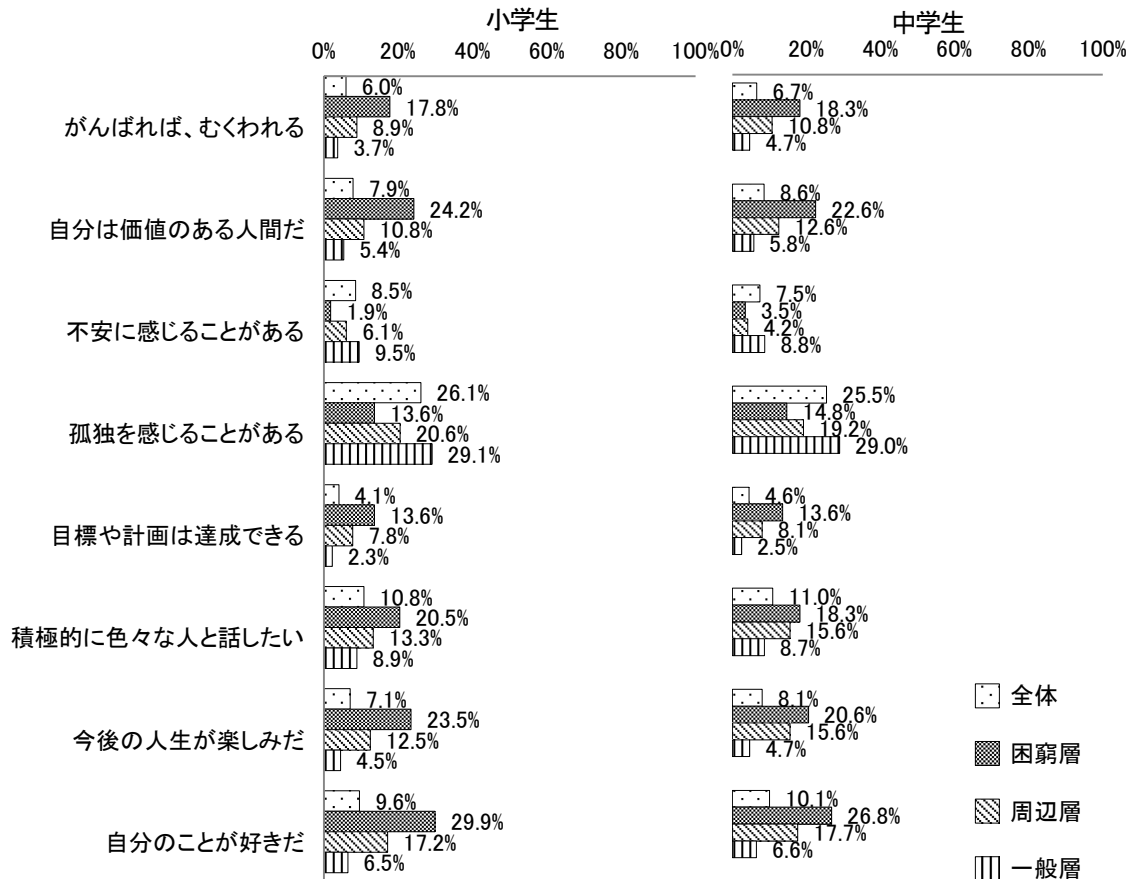
本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

なお、調査対象15市町村のうち君津市については、同市が令和6年度に「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には、君津市の調査結果と県調査の結果を統合した集計・分析果を掲載している。

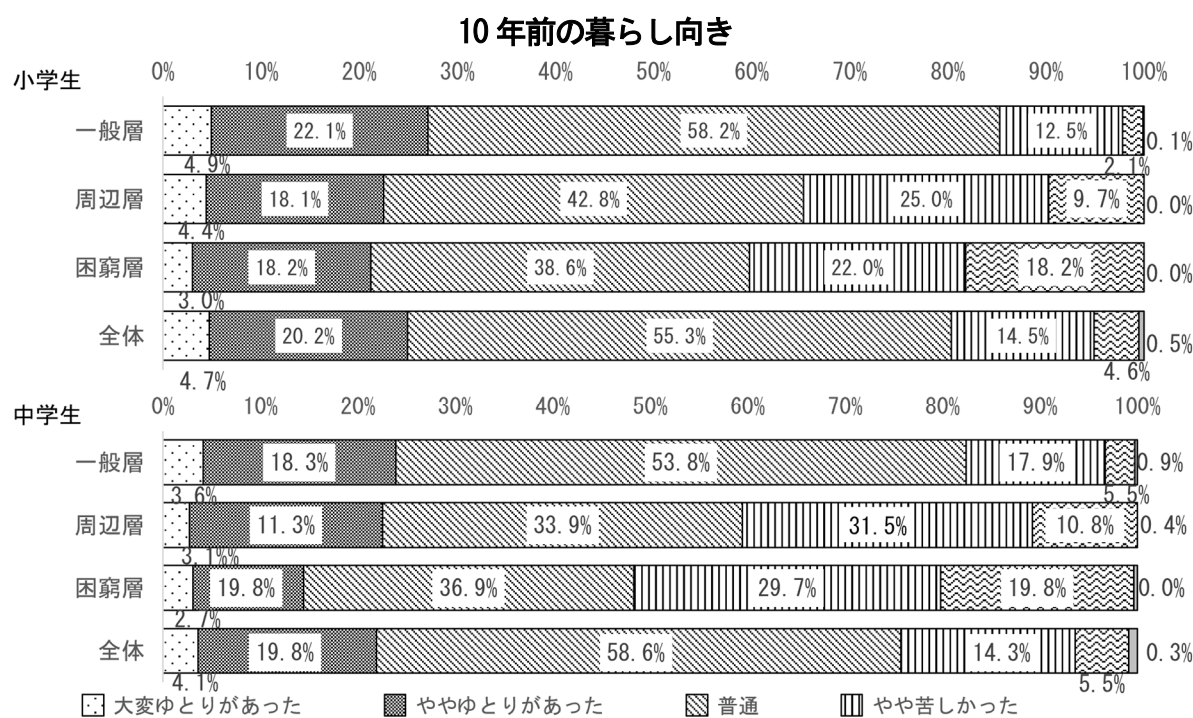
こどもの自己肯定感（「思わない」の割合）



保護者の自己肯定感（「思わない」の割合）



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）

【施策の方向と具体策】

1 生活の安定に資するための支援を推進します。

(1) 相談支援

- ① 貧困状態にあるこどもたちやその保護者が、地域において必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等の体制整備や充実を図ります。
- ② AIを活用した福祉相談チャットを設置し、時間や場所を問わず相談ニーズに応じた相談支援機関窓口を案内する仕組みの構築を図ります。
- ③ 予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村のこども家庭センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための取組を支援します。
- ④ 乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討します。

(2) 食・住生活への支援

- ① こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、基本的な生活習慣の改善や食・住生活への支援を図ります。
- ② フードバンクやこども食堂といった食の支援に取り組む民間団体の活動の推進を支援します。

(3) 居場所と支援の連携

- ① 貧困などの困難を抱えるこどもであっても安心して過ごすことができ、必要に応じて適切な支援につなぐことができる居場所づくりを検討します。
- ② こどもの居場所において、支援が必要なこどもに気づいたときに、適切な支援につなぐことができるよう、居場所と支援機関の連携を進めます。

(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援

- ① 家庭で適切な養育が受けられないこどもたちが、できる限り家庭的な環境で心身ともに健やかに養育されるよう、里親家庭やケア単位が小規模化された施設で養育を行うとともに、こうしたこどもたちが社会人として自立するための支援を行います。

2 教育の支援を推進します。

(1) 就学支援の充実

- ① すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられるよう、就学支援に関する取組を推進します。
- ② 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援を推進します。

(2) 学校を核としたこどもへの支援

- ① 貧困状態にあるこどもが学校生活等における悩みの相談をためらわないよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談しやすい体制の整備を図ります。また、学校現場において、周りの大人がこどもの貧困に気づき、適切な支援につなげられるよう、貧困への気づきのためのチェックシートや具体的な支援につなぐためのガイドブック等のツールの周知や研修等により、理解促進を図ります。
- ② 学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できるよう、職務への理解を深め、実践的な活動研究を行う研修の実施などにより、一人一人の資質の向上

を図るとともに、配置の工夫などにより、更なる教育相談体制の充実に努めます。
また、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域との連携を進めます。

- ③ こどもたちを支援につなげていくために、学校関係者やこどもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度等の支援制度や支援機関等の情報を認識できるようにするため、支援情報等をまとめたガイドブックの周知を図るとともに、支援制度の改正等を踏まえ、適宜情報更新を図ります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- ① 高等学校等の中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを行います。
- ② 中退したこどもが学び直しの機会を確保できるよう、教育費負担の軽減を図ります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を推進します。

- ① 保護者自身の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実に努めます。
- ② 保護者がより良い雇用形態や安定的な収入を確保できるよう、職業生活の安定と向上を支援するとともに、子育て支援施策やひとり親家庭支援施策も含め、保護者が子育てと就業を両立できるよう、その家庭をサポートする施策の推進を図ります。

4 経済的支援を推進します。

- ① 生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするため、相談支援体制の整備を進めます。
- ② ひとり親世帯における養育費の取り決めや取得に関する相談支援を行います。

5 支援につなぐ体制整備を推進します。

- ① 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるため、特に、こども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修を行います。
- ② 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知を図ります。
- ③ こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討します。
- ④ 貧困だけでない複合的な課題を抱える家庭（ヤングケアラー等）に対し、様々な分野の行政機関や支援機関が連携して情報共有や支援を進めるため、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業による「支援会議」等の分野横断的に情報共有を行う仕組みが推進されるよう、市町村に対し生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業に関する取組事例の共有を行います。
- ⑤ 実施自治体に不足またはばらつきがある市町村事業等について、必要に応じて、実施自治体の事例を紹介する等により実施を働きかけるほか、事業実施に当たっての

課題を分析し、制度の改善を国に要望する等、市町村支援の取組を進めます。

6 支援をひろげるための取組を推進します。

- ① 貧困の状況下にあっても、その当事者である子どもと保護者が自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭にも浸透するよう、こどもの貧困に対する社会の理解を促進するための取組を進めます。
- ② 子どもに関わる周りの大人がこどもの貧困に気づくことができるよう、様々な関係者を対象とした研修等の取組を進めます。

7 若者への支援を推進します。

- ① 若者への食料支援にも取り組むフードバンク等民間団体の活動の推進を支援します。
- ② 高等教育の修学支援新制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 若者一人ひとりの個性や適性に応じて、正社員として仕事に就くまでの支援をワンストップで実施します。また、各種セミナーや若者と企業の交流イベントなど、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。
- ④ 若年無業者の職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ⑤ 成年年齢引き下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進を図ります。
- ⑥ 若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげるための取組を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
1 生活の支援	
(1) 相談支援	
生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。〈健康福祉指導課〉
生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
中核地域生活支援センター事業	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。 〈健康福祉指導課〉
A I を活用した福祉相談窓口案内事業	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24時間365日自動応答し、相談先を案内するA I を活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。 〈健康福祉指導課〉
民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。 〈健康福祉指導課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。 〈児童家庭課〉
ひきこもり地域支援センター（再掲）	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、必要に応じ面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。 〈精神保健福祉センター〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）（再掲）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、こども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施（再掲）	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員に対する研修（再掲）	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）（再掲）	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠 出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関やこども家庭センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。 〈児童家庭課〉
こども家庭センター支援事業 (再掲)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭 (妊産婦を含む) の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
母子保健指導事業 (再掲)	安心で安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 〈児童家庭課〉
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。 〈児童家庭課〉
保育士等キャリアアップ研修事業 (再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う (予定を含む) 者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業 (再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業 (再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
(2) 食・住生活への支援	
「早寝早起き朝ごはん」国民運動 (再掲)	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ちば食育活動促進事業 (再掲)	健康な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金・総合支援資金)	収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。 〈健康福祉指導課〉
フードバンク活動支援事業	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業 (再掲)	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置 (再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉
住宅セーフティネット制度 (再掲)	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。〈住宅課〉
母子生活支援施設 (再掲)	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 〈児童家庭課〉
(3) 居場所と支援の連携	
千葉県こども食堂サポートセンター事業 (再掲)	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困をはじめ、困難な状況におかれているこどもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。 〈健康福祉指導課〉
(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援	
里親等への委託の推進 (再掲)	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できないこどもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。 〈児童家庭課〉
児童養護施設、乳児院等の機能強化 (再掲)	児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、こどもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。 〈児童家庭課〉
社会的養護自立支援拠点事業 (児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業) (再掲)	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。 〈児童家庭課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (再掲)	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度 (再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉
2 教育の支援	
(1) 就学支援の充実	
幼児教育・保育の無償化 (再掲)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉 *特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。 〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	生活保護を受けている世帯のこどもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。 〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費) (再掲)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉
公立学校給食費無償化事業	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 〈教育庁保健体育課〉
奨学のための給付金	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。 〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付制度	
高等学校等就学支援金	
高等学校等授業料減免制度	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成(補助)する。〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。 〈学事課〉
私立高等学校入学金軽減事業	
私立高等学校等授業料減免事業	
私立高等学校等就学支援金	

事業名	事業の内容〈担当課〉
生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援の充実を図る。 〈健康福祉指導課〉
ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業)(再掲)	ひとり親家庭等のこども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、こどもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭のこども等の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
(2) 学校を核としたこどもへの支援	
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラーの配置(再掲)	
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施(再掲)	
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備) (再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育相談事業(再掲)	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
放課後子供教室推進事業(再掲)	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉
(3) 高等学校中退のこどもに対する支援	
ちば地域若者サポートステーション事業 (再掲)	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。 〈雇用労働課〉
公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金	

事業名	事業の内容〈担当課〉
3 保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
(1) 保護者の職業生活の「安定」に資するための就労の支援	
生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、県内各地での出張セミナーを市町村と共催するなど、各種の就労支援を実施する。 〈雇用労働課〉
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。 〈産業人材課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援プログラム策定等事業（再掲）	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援	
生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。 〈健康福祉指導課〉
母子家庭等自立支援給付金事業（再掲）	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対し、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（再掲）	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 〈児童家庭課〉
放課後児童健全育成事業（再掲）	小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業または助成する事業に補助を行う。 〈子育て支援課〉
子育て短期支援事業（再掲）	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
4 経済的支援	
生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金・総合 支援資金) (再掲)	収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法 による住居確保給付金 (再掲)	離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て 世帯への優遇措置 (再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉
児童養護施設退所者等 に対する自立支援資金 貸付事業 (再掲)	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者 に対する奨学金制度 (再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉
幼児教育・保育の無償 化 (再掲)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給 付 (再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
特別支援教育就学奨励 費 (再掲)	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。 〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育 扶助、生業扶助、進学・ 就職準備給付金 (再掲)	生活保護を受けている世帯のこどもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。 〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助 制度(学用品費等、学校 給食費、医療費) (再掲)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉
公立学校給食費無償化 事業 (再掲)	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 〈教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
奨学のための給付金 (再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。 〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付 制度 (再掲)	
高等学校等就学支援金 (再掲)	
高等学校等授業料減免 制度 (再掲)	
夜間定時制高等学校夕 食費補助事業 (再掲)	経済的な理由により、定時制課程(三部制の場合は夜間部)のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し夕食費の一部を補助する。 〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学の ための給付金 (再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。 〈学事課〉
私立高等学校入学金軽 減事業 (再掲)	
私立高等学校等授業料 減免事業 (再掲)	
私立高等学校等就学支 援金 (再掲)	
生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金) (再掲)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金 の貸付 (再掲)	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
公立高等学校学び直し 支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直 し支援金	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等医療費 等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立 支援センター事業	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。 〈児童家庭課〉
5 支援につなぐ体制整備	
保育士等キャリアアッ プ研修事業 (再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員認定 資格研修事業 (再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
放課後児童支援員等資 質向上研修事業（再掲）	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、 行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
スクールソーシャルワ ーカーの配置（再掲）	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の 専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を 図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局 機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。
スクールカウンセラー の配置（再掲）	〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談に関する教員 の資質向上を図る研修 の実施（再掲）	
教育改革推進事業 （教育相談体制の整備） （再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクール カウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
家庭教育支援チーム設 置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者へ の学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、 子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福 祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践 モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
気づきのためのチェッ クシート、支援につな ぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援 が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気 づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。 〈健康福祉指導課〉
ヤングケアラー支援体 制強化事業（再掲）	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネ ーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験に ついて相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。またより 気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラ ーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報 啓発を実施する。 〈児童家庭課〉
市町村の包括的相談支 援体制の普及促進	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議 会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を 支援する。 〈健康福祉指導課〉
6 支援をひろげるための取組	
こどもの貧困に関する 周知啓発	貧困状態にあるこどもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するた め、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組 むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみ ならず、当事者であるこどもとその家庭も含めた啓発を行う。 〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
7 若者への支援	
フードバンク活動支援事業（再掲）	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉
ジョブカフェちば事業（再掲）	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。 〈雇用労働課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
消費者教育啓発事業（再掲）	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。 〈くらし安全推進課〉
困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、電話やメール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。 〈児童家庭課〉